

(改正後全文)

特別障害者手当等給付費に係る国庫負担について

〔昭和 61 年 5 月 8 日厚生省社第 462 号  
各都道府県知事宛厚生事務次官通知〕

[改正経過]

第 1 次改正 [平成元年 4 月 28 日厚生省社第 274 号]

第 2 次改正 [平成 12 年 8 月 30 日厚生省障第 375 号]

第 3 次改正 [平成 15 年 10 月 1 日厚生労働省発障第 1001005 号]

第 4 次改正 [令和元年 6 月 27 日厚生労働省発障第 627 第 10 号]

第 5 次改正 [令和 4 年 3 月 24 日厚生労働省発障 0324 第 10 号]

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 25 条及び同法第 26 条の 5 において準用する同法第 25 条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 2 項又は附則第 98 条に基づく国庫負担金の交付については、別紙特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととされたので通知する。

なお、この通知は昭和 61 年 4 月 1 日から適用し、昭和 56 年 5 月 5 日厚生省社第 577 号「福祉手当給付費に係る国庫負担について」は、廃止する。

ただし、昭和 60 年度以前の福祉手当給付費に係る国庫負担の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、昭和 61 年度にかかる交付申請については、交付要綱の 5 にかかわらず昭和 61 年 5 月 14 日までに行うものとする。

おって、貴管下の市長及び福祉事務所を設置する町村長に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

## 別 紙

### 特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱

#### (通則)

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第25条及び同法第26条の5において準用する同法第25条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第2項又は附則第98条に基づく国庫負担金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律並びに国民年金法等の一部を改正する法律（以下「特別障害者手当法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 労働省

#### (交付の対象)

- 2 この負担金は特別障害者手当法に基づき都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が行う障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当支給事業を交付の対象とする。

#### (交付額の算定方法)

- 3 この負担金の交付額は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が支弁した額から、事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じて得た額とする。

#### (交付の条件)

- 4 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。  
負担金と事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による負担金調書を作成し、負担金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### (申請手続)

- 5 この負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、年度開始前の3月31日までに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出して行うものとする。
  - (2) 市町村長は、別紙様式3による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (3) 都道府県知事は、(2)の書類を受理したときは、その内容を審査し、

これを取りまとめ、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、年度開始前の3月31日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請の手続）

- 6 この負担金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い毎年度1月31日までに提出するものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 7 都道府県知事は、市町村長から5（2）又は6による交付申請が到達した日から起算して原則として30日以内に地方厚生（支）局長に提出を行うものとし、地方厚生（支）局長は、交付申請書が到達した日から起算して原則として60日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

- 8 都道府県知事は、市町村分に係る負担金について、地方厚生（支）局長の交付決定通知又は変更交付決定通知があつたときは、市町村長に対し、別紙様式4によりすみやかに交付決定の通知を行うものとする。

（負担金の概算払）

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 10 この負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- （1）都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式5による報告書を、翌年度の6月15日までに地方厚生（支）局長に提出しなければならない。
- （2）市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6による報告書を、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。
- （3）都道府県知事は、（2）の書類を受理したときは、その内容を審査し、これを取りまとめ別紙様式6による報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月15日までに地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

（負担金の額の確定通知）

- 11 都道府県知事は、市町村分に係る負担金について、地方厚生（支）局長の交付額の確定通知があつたときは、市町村長に対し、別紙様式7によりすみやかに確定通知を行わなければならない。

（負担金の返還）

- 12 地方厚生（支）局長は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超

える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により 5、6 及び 10 に定める手続によることができない場合は、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによる。

別紙様式 1

国 庫 負 担 金 調 書

(元号) 年度

厚生労働省所管

(地方公共団体名)

	国			地 方 公 共 団 体										備 考	
	歳出予 算科目	交付決 定の額	補助率	歳 入			歳 出								
				科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 負担金相 当額	支 出 済 額	うち国庫 負担金相 当額	翌年度 繰越額	うち国庫 負担金相 当額		
福 祉 手 当		円	円		円	円		円	円	円	円	円	円	円	
特別障害者手当															
障害児福祉手当															
福 祉 手 当 (経過措置分)															
総 計															

(作成要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費、支出額流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2

番 号  
(元号) 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

(元号) 年度特別障害者手当等給付費  
国庫負担金の交付申請について

標記について、次のとおり国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

なお、管下市（町村）分については、申請を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、あわせて提出する。

	交 付 申 請 額
総 額	円
都 道 府 県 分	円
市（町村）分	円

(添付資料)

- 1 (元号) 年度特別障害者手当等給付費負担金所要額調書 (別紙1)
- 2 (元号) 年度特別障害者手当等給付費負担金市（町村）別所要額調書 (別紙2)
- 3 事業計画書 (別紙3)
- 4 歳入歳出予算書 (又は見込書)

(別紙1)

(元号) 年度特別障害者手当等給付費負担金所要額調書

都道府県名

区 分		支出予定額 (A)	寄付金その他の 収入予定額 (B)	差 引 額 (C)	国庫負担 基本額 (D)	国庫負担 所要額 (E)	既国庫負担額 (F)	差 引 追 加 (△一部取消) 国庫負担所要額 (E-F) = (G)	
計	計	円	円	円	円	円	円	計	円
								増 額	
								△減額	
	福祉手当								
	特別障害者手当								
障害児福祉手当									
福祉手当(経過措置分)									
県 分	計							増 額	
								△減額	
	福祉手当								
	特別障害者手当								
障害児福祉手当									
福祉手当(経過措置分)									
市(町村)分	計							計	
								増 額	
								△減額	
	福祉手当								
	特別障害者手当								
障害児福祉手当									
福祉手当(経過措置分)									

1 市(町村)分については、別紙2の特別障害者手当等給付費負担金市(町村)別所要額内訳の総計欄の額を記入すること。

2 「既国庫負担額(F)」及び「差引追加(△一部取消)国庫負担所要額(G)」は本通知の6の変更申請を行う場合のみ欄を設けて記入すること。

(別紙2)

(元号) 年度特別障害者手当等給付費負担金市(町村)別所要額調書

都道府県名

区 分		支出予定額 (A)	寄付金その他の 収入予定額 (B)	差 引 額 (C)	国庫負担 基本額 (D)	国庫負担 所要額 (E)	既国庫負担額 (F)	差 引 追 加 (△一部取消) 国庫負担所要額 (E-F) = (G)
		円	円	円	円	円	円	円
総 計	計							
	福 祉 手 当							
	特 別 障 害 者 手 当							
	障 害 児 福 祉 手 当							
	福祉手当(経過措置分)							
○ ○ 市 (町村)	計							
	福 祉 手 当							
	特 別 障 害 者 手 当							
	障 害 児 福 祉 手 当							
	福祉手当(経過措置分)							
○ ○ 市 (町村)	計							
	福 祉 手 当							
	特 別 障 害 者 手 当							
	障 害 児 福 祉 手 当							
	福祉手当(経過措置分)							

(記入注意)

「既国庫負担額(F)」及び「差引追加(△一部取消)国庫負担所要額(G)」は本通知の6の変更申請を行う場合のみ欄を設けて記入すること。



(別紙3)

事業計画書

(1) 福祉手当受給者数

区 分	福祉手当受給者数	備 考
総 数	人	
都 道 府 県 分		
市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		

(注) 都道府県分福祉手当受給者数算出内訳

(2) 特別障害者手当受給者数

区 分	特別障害者手当受給者数	備 考
総 数	人	
都 道 府 県 分		
市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		

(注) 都道府県分特別障害者手当受給者数算出内訳

(3) 障害児福祉手当受給者数

区 分	障害児福祉手当受給者数	備 考
総 数	人	
都 道 府 県 分		
市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		

(注) 都道府県分障害児福祉手当受給者数算出内訳

(4) 福祉手当受給者数

区 分	福祉手当 (経過措置分) 受 給 者 数	備 考
総 数	人	
都 道 府 県 分		
市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		
〇〇市 ( 町 村 ) 分		

(注) 都道府県分福祉手当 (経過措置分) 受給者数算出内訳

別紙様式3

番 号  
(元号) 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

市(町村)長

(元号) 年度特別障害者手当等給付費  
国庫負担金の交付申請について

標記について、次のとおり国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

国庫負担申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(添付書類)

- 1 (元号) 年度特別障害者手当等給付費負担金所要額調書(別紙1)
- 2 事業計画書(別紙2)
- 3 歳入歳出予算書(又は見込書)

(別紙1)

(元号) 年度特別障害者手当等給付費負担金所要額調書

市(町村)名

区 分	支出予定額 (A) 円	寄付金その他の 収入予定額 (B) 円	差 引 額 (C) 円	国庫負担 基 本 額 (D) 円	国庫負担 所 要 額 (E) 円	既国庫負担額 (F) 円	差 引 追 加 (△一部取消) 国庫負担所要額 (E-F) = (G) 円	
							増 額	△減額
計								
福 祉 手 当								
特 別 障 害 者 手 当								
障 害 児 福 祉 手 当								
福祉手当(経過措置分)								

(記入注意)

「既国庫負担額(F)」及び「差引追加(△一部取消)国庫負担所要額(G)」は本通知の6の変更申請を行う場合のみ欄を設けて記入すること。

(別紙2)

事 業 計 画 書

(1) 福祉手当受給者数

\_\_\_\_\_人  
(算出内訳)

(2) 特別障害者手当受給者数

\_\_\_\_\_人  
(算出内訳)

(3) 障害児福祉手当受給者数

\_\_\_\_\_人  
(算出内訳)

(4) 福祉手当（経過措置分）受給者数

\_\_\_\_\_人  
(算出内訳)

(元号) 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金  
(変更) 交付決定通知書

市(町村)

(元号) 年 月 日 第 号で申請のあつた特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)(以下「特別障害者手当法」という。)に基づく標記国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項(第3項)の規定により(元号) 年 月 日〇〇第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

- 1 この負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、特別障害者手当法に基く障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給事業である。
- 2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 この負担金の額は、昭和61年5月8日厚生省社第462号厚生事務次官通知の別紙「特別障害者手当等給付費負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この負担金は、交付要綱の4に定める事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行うものとする。
- 6 この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙

事業に要する経費及び負担金の額

市(町村)名

区 分	事業に要する経費	負 担 金 の 額
前回までの交付決定額	円	円
今回交付決定額		
交付決定累計額		

番 号  
(元号) 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

（元号） 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金に  
係る事業実績報告について

（元号） 年 月 日 第 号により交付決定を受けた標記国庫負担金に  
係る事業の実績について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、同日付同号で交付決定を受けた市（町村）分に係る標記国庫負担金の事業実  
績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、  
関係書類を添えて提出する。

- 1 （元号） 年度特別障害者手当等給付費負担金精算書（別紙1）
- 2 （元号） 年度特別障害者手当等給付費負担金市（町村）別精算額内訳（別紙2）
- 3 事業実績報告書（別紙3）
- 4 歳入歳出決算書抄本（又は見込書）







(別紙3)

事業実績報告書

(1) 特別障害者手当等受給者数

都道府県名

区分	受給者数				備考
	福祉手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当(経過措置分)	
総数	人	人	人	人	
都道府県分					
市(町村)分					
〇〇市(町村)分					
〇〇市(町村)分					

(2) 都道府県分の福祉手当受給者延数の内訳

年月	受給者数	備考
〇〇年12月	人	
〇〇年1月		
2月		
3月		
合計		

(3) 都道府県分の特別障害者手当受給者延数の内訳

年月	受給者数	備考
〇〇年12月	人	
〇〇年1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
〇〇年1月		
2月		
3月		
合計		

(記入注意)

後段の2月～3月は転居等に伴う随時払いをした人員を記入すること。

(4) 都道府県分の障害児福祉手当受給者延数の内訳

年 月	受 給 者 数	備 考
〇〇年 12月	人	
〇〇年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
〇〇年 1月		
2月		
3月		
合 計		

(記入注意)

後段の2月～3月は転居等に伴う随時払いをした人員を記入すること。

(5) 都道府県分の福祉手当（経過措置分）受給者延数の内訳

年 月	受 給 者 数	備 考
〇〇年 12月	人	
〇〇年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
〇〇年 1月		
2月		
3月		
合 計		

(記入注意)

後段の2月～3月は転居等に伴う随時払いをした人員を記入すること。

別紙様式6

番 号  
(元号) 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

市(町村)長

(元号) 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金に  
係る事業実績報告について

(元号) 年 月 日 第 号により交付決定を受けた標記国庫負担金に  
係る事業の実績について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 (元号) 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金精算書(別紙1)
- 2 事業実績報告書(別紙2)
- 3 歳入歳出決算書抄本(又は見込書)



(別紙2)

事業実績報告書

(1) 福祉手当受給者延数の内訳

市(町村)名

年月	受給者数	備考
〇〇年12月	人	
〇〇年1月		
2月		
3月		
合計		

(2) 特別障害者手当受給者延数の内訳

年月	受給者数	備考
〇〇年12月	人	
〇〇年1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
〇〇年1月		
2月		
3月		
合計		

(記入注意)

後段の2月～3月は転居等に伴う随時払いをした人員を記入すること。

(3) 障害児福祉手当受給者延数の内訳

年 月	受 給 者 数	備 考
〇〇年 12月	人	
〇〇年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
〇〇年 1月		
2月		
3月		
合 計		

(記入注意)

後段の2月～3月は転居等に伴う随時払いをした人員を記入すること。

(4) 福祉手当(経過措置分)受給者延数の内訳

年 月	受 給 者 数	備 考
〇〇年 12月	人	
〇〇年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
〇〇年 1月		
2月		
3月		
合 計		

(記入注意)

後段の2月～3月は転居等に伴う随時払いをした人員を記入すること。

(元号) 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金  
交付額確定通知書

市(町村)

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした(元号) 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金については、(元号) 年 月 日 第号による事業実績報告に基づき交付額が別紙のとおり確定され(金 円を追加交付することと決定され)たので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により(元号) 年月 日までに返還することを命ぜられたのであわせて通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

(元号) 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金  
交付額確定内訳

市(町村)名

確定額	受入額	超過交付額	不足額
円	円	円	円